

那珂市議会 議会運営委員会会議録

開催日時 令和8年1月14日（水）午前10時

開催場所 那珂市議会第2委員会室

出席委員 委員長 大和田和男 副委員長 寺門 厚
委員 鈴木 明子 委員 寺門 勲
委員 小池 正夫 委員 君嶋 寿男

欠席委員 なし

職務のため出席した者の職氏名

議長 木野 広宣 副議長 富山 豪
事務局長 会沢 義範 次長 萩野谷智通
次長補佐 三田寺裕臣 総務・議事G長 岡本奈織美

会議に付した事件

- (1) 政務活動費の手引について
…内容等について協議
- (2) 本会議での議事進行について
…内容等について協議
- (3) その他
 - ・本宮市議会の視察研修について
 - ・意見書について

議事の経過（出席者の発言内容は以下のとおり）

開会（午前10時00分）

委員長 そろいましたので、皆さん、改めまして、おはようございます。

新年初の議会運営委員会にご参集賜りまして誠にありがとうございます。改めまして明けましておめでとうございます。今年もどうぞよろしく願いいたします。

早いもので、もう折返しだなど、本当に。また、先ほど話もあったとおり衆議院も解散ということで、何かまたせわしくなる新年になってきますが、体調管理を十分にして議員活動を務めていただきたいと思います。

では、早速始めさせていただきます。

ただいまの出席委員は6名であります。欠席委員はございません。定足数に達しておりますので、これより議会運営委員会を開会いたします。

職務のため、議長、副議長及び議会事務局職員が出席をしております。

ここで、議長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 改めまして、おはようございます。今年も1年よろしく願いいたします。

今委員長が言われるように、折返しになりました。また、今回のこの委員会が初めてと

ということで、また、その内容が前回、12月が本当にちょっと予想外で全員賛成というパターンがあったので、ちょっと予想外で進行させていただいたんですけども、何とか委員長、副委員長の思いが通じまして通りましたので、そんなようで今回、議会運営委員会としてしっかりと精査していきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひします。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

それでは、早速議事に入りたいと思ひます。

政務活動費の手引の見直しについてを議題といたします。

事務局から説明お願ひいたします。

次長補佐 前回いろいろもんでいただいたという部分になるんですけども、その中で何点か決めてほしいという点を申し上げましたが、そこについて協議をお願ひしたいと思ひます。

まず、7ページ部分なんですけれども、こちらちょっと広報費のほうともダブってくる部分あるんですけども、支出額の上限、これは2分の1にするのか、3分の2、4分3とかいろいろ案はあるかと思ひますので、そこをある程度決めていただきたいと思ひております。

続いて、8ページ部分になるんですけども、郵便の部分、切手の部分になってこようかと思うんですが、案1、郵便を使用する場合は、料金別の郵便を使用するとして、切手・はがきの購入はもう認めないとまで言うてしまうか。

案2として、切手・はがき、その都度必要枚数のみ購入していただいて、年度を超えての使用や買い置きはできない。一度に10通以上の郵便を出す場合は別の料金後納を利用していただく、この案1か案2、どちらかになってこようかと思ひます。

続いて、11ページ、12ページ部分になりますが、こちらはまず7ページ部分と同じになります。上限のパーセンテージを決めていただく必要があるかと思ひます。

議員の顔写真につきましては、前回もちょっとお示しのほうをさせていただいておりますが、大き過ぎる写真というのはちょっと判例等を見ても厳しいということなので、こちらのほうはちょっとできないという形になってこようかと思ひます。

あと、似顔絵についてはどちらにしても同じなんですけれども、必要性が認められないため掲載は厳しいのかなと事務局では考えております。

続いて、プロフィール部分になるんですけども、議員のプロフィール、このうち掲載できるものは、現職、今の役職、こちらのみとなっております。ただし、ご自身の説明責任によるものになってきますが、住所、電話番号、メールとかホームページのアドレス、こちらのほうは認める。

案2としては、もう現職以外は認めないということになってきます。

次のページ、21ページ部分になってきます。

こちらポイントカード、クレジットカードの使用の考え方なんですけれども、案1としましては、こちら付加価値が転化する決済方法であるため、できる限り使用を控えていただく。やむを得ずポイントが付与された場合は、政務活動費の支出に優先的に充当するよう務めていただく。

案2としましては、原則使用できないということなんですけれども、こちらにつきましては11月に県市議会議長会の研修があったんですけれども、そちらの中で案1のほうでポイントを使うことに対しては駄目という判断はされていないということなので、認めてもいいのかなと事務局では考えております。

以上の点をちょっと議会運営委員会のほうで決定していただいて、1月27日の全員協議会で委員長報告をしたいと考えております。ただ、このパーセンテージにつきましては、何案か示して、全議員にちょっと示してというのもありなのかなというふうには考えております。

説明は以上になります。

委員長 ありがとうございます。

ちょっといろいろ多岐にわたりますので、まず、1丁目1番地のところからということで、その単一費目の支出の上限というのを、まず設けたほうがいいのか、設けないほうが。以前話したときは、設けて、幅広くいろいろなこの活動費を使っていたほうがいいよねということで、元に戻したという経緯がございますが、改めてどうでしょうか、上限は設けたほうがいいのかどうなのかというの、再度。多分全員協議会に諮るといふか、お示しすると、多分そこからまず始まりになってくると思うんですけれども、議会運営委員会ではどういった判断で上限を設けたほうがいいのかというのを問われるのかと思うんですけれども、ご意見ございますでしょうか。

鈴木委員 数字のところは、まだちょっと私の中でも分からないんですけれども、ただ、那珂市議会として議員の方に広報だったり勉強会だったりとか、あと本の購入だったりとか、いろんな知見を増やしていただいたり、市民の方々に伝えていただくということ全て、いろんなことをやっていただきたいという、その思いを伝えて、議員の方々に納得いただけるようにすれば、単一上限というのを決めてもいいのかなというふうに思っております。

委員長 ありがとうございます。そうですね、その経緯があつて、元に戻そうなんて話ももともとありましたので、そのパーセンテージは別としてですけれども。

どうでしょうか、ほかにも。

副委員長 使い方の問題は厳しくやっぱり今回、例示として挙げられていますんで、特に費目でいうと広報費については政党活動や後援会活動については一切使えませんよという話を最後されていますので。

あと、現実問題として今まで使ってきた例を見ると、広報費、広聴費含めて100%じゃ

ない方が結構いらっしゃいますね、大体。6割以上を広報費に使っている方は七、八名とか、ここ3年ぐらいはですね。あとは、単一科目で100%というのも資料費ですとか、事務費ですとかで、突出している部分はそういう使い方が見られますんで、そこはもう一度議員としてのその役割を果たすために幅広く使ってくださいねというのを徹底していただきたいと思います。

現実問題として、ほかの議会で上限を各費目で設けているかというところと8割とか9割とかそういうレベルですよ。それは暗黙の了解、内規として目安としましょうというぐらいのことなので、半分でやっているところはないと思います。

現実には、この那珂市で考えた場合に、広報費で印刷代かけて地元で使ってやるとなると、もうそれで1回8万円とすれば2回で16万円いっちゃうんで広報費だけでね、印刷代含めて。16万円ということは結構な割合になるんで、7割以上近くということになると、半分というのは厳し過ぎますんで、設けるのであれば、例えば7割とか8割とかという目安で選択肢としてその全員協議会に諮る場合に、こういう例もありますよ、1案、2案、3案ぐらい作って諮るのがいいのかなというふうに思います。現実にはその半分というのはやめたほうがいいと思います、設定は。

以上です。

君嶋委員 私もやはり今回12万円から倍に24万円に上げたという意味は、今まで12万円だと広報活動だけで大体終わってしまう、それを少しでも議員活動を皆さんに、先ほど鈴木委員も言っていたように、知ってもらうためには、あと自分が、議員が勉強する場も設ける、その経費を使っていただく、そういうふうにするためですから、全部が全部広報に使われては困るということをやはりきちんと皆さんには理解していただきたい。ですから、毎回出す方もいるでしょうし、年に1回出す方もいるだろうし、広報についても。ただ、それは一人一人の議員の考えであって、ただ、やはり使い道についてはいろいろ幅広く議員活動に使っていただけるようにしていただければということをお皆さんには伝えていただければと私は思います。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

鈴木委員 事務局の方にお聞きしたいんですけども、ほかの市町村で上限とかというのを大体どれぐらいで決めているとかというのはあるんですか、何か近隣の市町村。

次長補佐 それほど上限を定めているところはないんですけども、高槻市あたりは50%以上を超えてはならない。ですから、50%というのはあまり多くはないのかもしれませんが。

委員長 何となくなんでしょう、そのとき、その議会議会の何となくのがあるんだよね。別に決まりはないけれども。

副委員長 その役割を果たすために、例えば研修やら広聴やら広報、資料代等々あると思うんです。あと調査費もありますよね。ということで、もう一度その役割を明確にしてもら

うのと、その果たすために今言った費目を満遍なくという話を強調はやっぱり必要だと思います。

研修費は、大体三、四人ぐらいしか今まで使っていないですもんね。だから、ほとんど広報費で100%が多かったと思います、今まではね。

ただ、それでいいのかというと、よその例で言うと、1人党派で政党所属の方は、よそなんかはもう100%全部使っちゃっているという例は結構ありますよね。広報費ですね。当然それはかかるというのは。

あと、個人の、何でしょう、考え方もあるんで、そこまで、第1費目だけじゃなくて、満遍なく、じゃ、これは3割4割というその割合は個人に任せるとして、役割を果たすために使ってくださいというのはメインだと思いますんで、あまり上まで、じゃ、半分だとか、6割だとかというのはやめたほうがいいなというふうには思います。

以上です。

君嶋委員 あと付け加えたいのは、今回上がった24万円だけで活動してくださいじゃないですから、これは自分と議員の活動の中の一部として使ってくださいですから、それ以上、皆さん使っている方もいると思うんで、その辺の使い道をきちんとそういう分かるようにしていただければいいのかなと思っていますので。

副議長 あわせて考えなくちゃならないのが、使いづらさ、ほかのやつはどういうふうに使っていいのかというのは、多分皆さん、あまり理解していないのかなと。だから、どうしても広報一本になっちゃって、広報費というのは多分一番使いやすいし、ただ、けれどもそれ一本になっちゃ絶対まずいと思うんで、やっぱり幅広い使い方をもう一回勉強したほうがいいのかなというのは、同時に併せて考えるべきところかなと思います。

委員長 政務活動費の手引じゃないけれども、簡単なのはあるのはあるんだよね。だから、この機会にそれも復習してもらって、この機会に。

次長補佐 新たに決まった場合、手引のほうをもう一回お示しする必要があるんで、そこでもう一回言ったほうがいいのか、また、議員勉強会あたりで、去年なんかハラスメントとタイアップでやりましたけれども、そういう形でやるのかですね。

副議長 ほかの議会で使えて、うちの議会で使えないとか、そういうのも結構あるんですよ。多分事務所費とか、水戸市議会の方も認めている部分、いろいろあるんで、そういうのも含めていろいろもう少しちょっと勉強してもいいのかななんていうのは。

君嶋委員 その政務活動費の金額とか、その金額によってなんで。事務費だよ、多分那珂市の議員でも事務所を持っている方は、それに使っているかもしれないです。

ただ、やはりあとはその金額が50万円とか、月に多い金額をもらっている議会の人たちはそれに使えますよね。

鈴木委員 単一費目の上限というのはまずは決めないということになるということですかね。

委員長 違う、上限を決めて、その割合をこれから決めようというわけ。

鈴木委員 上限は決める、この広報費はP11とかのところには検討案の中で広報費は何万円以内ですよみたいな。

委員長 広報費というよりも、1つの費目には何万円までという割合を決めていこうという。

鈴木委員 これは、まだパーセンテージは分からないけれども……

委員長 上限はあったほうがいいという、上限を決めれば、ありかなしか、それから議論を決めないで。

(複数の発言あり)

委員長 事務費だけに100%も駄目だし、研修費に100%も駄目だし、幅広く使ってもらいたいという。

次長補佐 ほかの議会は、広報だけに縛りをつけているところもあるみたいです。単一費目というのではなく、研修に100%はありなのかもしれません。ただ、広報100%はなしというような議会もあります。

鈴木委員 そうなると、やっぱりP7のところは上限を設けないという形になるのか。P11のところは、広報費については上限を設けるということになるのかなという。

委員長 縛りをつける、この広報費だけに狙いを定めていくのか。

副議長 例えば、広報費以外で単一費目でぼんと出せるというのは何かありますか。

(複数の発言あり)

委員長 今回額を上げたところを考えると、何ていうんだらう、あまり広報だけに縛り入れなくてもいいのかなんていうのが、というのもそうやって研修で使っている人もいるんでしょ、満額。

(複数の発言あり)

委員長 広報の人が例えばこれ2分の1になっているけれども、例えば7割、8割の上限を設けたとして広報はそこまで、研修はこっちは必ずじゃないけれども、使いたい人はそこを使う。全部使いたい人はそこに使わなきゃならないみたいなことになるわけでしょう、多ければね。

だから、そうするとおのずとやらなきゃならない、やらなきゃならないというとおかしいけれども。

鈴木委員 研修とかに関して上限を決めるという、その理由というのが、何かそこがどう説明できるのかというのが、もし決める場合、ちょっと難しいのかなという。

委員長 多分この単一費目の割合をもしかしたら決めれば、例えばこれが3分の2とか、4分の3、先ほど副委員長も言った7割なのか、8割なのかと、そういうのを決めていくと何かこうもしかしたら分かりやすい。2個使わなきゃならないから、全額使うときは、研修費が多かったら研修費になるわけでしょう、この7割のほうが。

副議長 分かりやすいのは、単一費目で決めちゃったほうがいいかもしれないですよ、決めるとしたら。

あと、これ誰に納得してもらおうかといったら多分市民の方々に納得してもらおうのが一番大事だと思うんですよ。自分の広報費のためにこれ24万円にしたのかと言われるのは、これ一番誤解されちゃいけないところであって、そうすればやっぱり単一費目でこれから縛ろうと思っている半分ぐらいで、あとの半分はいろんな知見を広げるのに使ってください、やってくださいということで多分一番最初スタートしたのですから、そのほうがベストなんじゃないかなとは思うんですけどもね。単一費目で縛っちゃったほうが、いろんなものがあると思うんですけども、理解を得られるためには何か一番いいのかなと感じております。

(複数の発言あり)

小池委員 研修費には使えるというのはなっていますけれども、その研修内容と研修にもよりますよね。いろんな研修があると思うんですけども、議会に関する研修は分かるんですけども、例えば委員会とかその事案になる勉強とかそういうものとか、あとは全然関係ないのでもし行ったら、それは出ないとか。

君嶋委員 多分調査的なものでいけば、自分で何々を調査したいと言って、視察に行った場合にはきちんと事務局にその研修内容等を報告すれば出ると思います。

次長補佐 研修費の中で政党関係、政治団体、そういう研修とか、飲食、会食を主とする研修、こういうのは認めていません。こういうところももう一回再度徹底したほうがよいかと。

副議長 曖昧で分からない人もいるからね。

委員長 今回本当に基準、そういうのを勉強し直して。

(複数の発言あり)

委員長 ちょっと意見を集約すると、上限という言葉は正しいのかちょっとあれだけれども、単一費目での縛りを多少つけて、幅広く政務活動費を使っていただいたほうが、これはいいということで、それで、多分これいろんな案を、2、3案出して、全員協議会でかけて、また持ち帰りみたいな、この議会運営委員会に少し持ち帰りしなきゃならないような案件になってくると思うんです。なので、何ていうんだろう。

ただ幅広く使っていただきたい、個人の倫理観だってと言われちゃうと、もうおしまいになっちゃうんだけど。なんです、どこかで線を引かなきゃならないなというのは、この議会運営委員会ではどこかで線を引いて幅広く使っていただきたい。その割合なのか、それとも先ほど言った広報にどんと行くというのも難しい。

例えば、ハラスメントもそうだったかもしれないんですけども、政務活動費の手引というのも、何ていうんだろう、24万円に変えて、次、また1年後じゃないですか、結果が出るのは。そのときにまた何かこう勉強会じゃない、見直しじゃないけれども、点検とかというのをしていくというのは、これ担保にしておきたいなと私もこれ思うんですけども、というのでこの案を何個か出していきたいんですが。

副委員長、先ほどその案で7割、8割というその上限というのがありましたけれども、

そのほかに案が、例えば単一費目をこれだと2分の1、12万円しか使えないとするのか。次長補佐 まず、先ほど委員長が言っていた部分は、手引の内容に疑義が生じたときは、議会運営委員会で協議するものとするというのは、改めてここは事務局のほうでもつけようとは思っております。あと、上限の部分ですけれども、3分の2だと16万円、4分の3だと18万円、80%だと19万2,000円というような額にはなってきます。

鈴木委員 その根拠というか、こうしたよというその根拠が、数字の根拠がどうしたらいいのかというところが。

委員長 いや、もう根拠はございません。

例えば、3分の2だとして16万円だとしても、今までの12万円よりも高いけれども、その裏の数字にすると、8万円もほかの研修費とかに使えますよ。例えば、4分の3だったら、6万円はその他研修ですとかいろんなものに使えますよとすると、すごくいい制度だと思う。8割だと19万2,000円だからそっちばかりに比べて、逆にそっちが重きを置いちゃっている可能性もなくもないね。広報が19万2,000円出せて、裏側が4万8,000円ぐらい。

鈴木委員 これは広報も入れてのことですか。広報もその単一費目の中にこれ入っていますか。そのP11、12は、広報は広報で……

委員長 P11のこの広報費は、だからこっちが、何ていうかな、決まればそっちも変わる感じ。

鈴木委員 同じということですか。そうしたら、大体先ほど副委員長もおっしゃいましたけれども、大体8万円ぐらい、1回で8万円ぐらいで、年に4回ある中の2回は政務活動費で補えるようなぐらいということだと16万円とかという、何か説明がつくのかなとかというような。

君嶋委員 あと、12万円の政務活動費を上げたということで、それは物価高騰もあっていろんな面で広報、広報を出す場合にも値上げがされてきているということを含めて、一応3分の2、16万円をそこに充てると。その残りは、研修とか資料とかそういうのに使ってもらおうと、そういうような形で取ればいいのかということだと思いますけれども。

委員長 結構3分の2は悪くないと思うんだけど、ただ、これがいきなり3分の2というとあれだから、案を3つぐらい出そうという考えをすると、2分の1、3分の2、4分の3はどう思いますか。

半分はあまりにも厳し過ぎるという、だから、一応案としては2分の1も全員協議会にお示ししますが、ほぼほぼ通らないでしょう、その話とは。そうすると、3分の2。4分の3も入れますか。

(複数の発言あり)

鈴木委員 3つ出すとしたら、その上限は設けないとかということは入れない感じですかね。

委員長 入れないね、上限は設けるで。

鈴木委員 設けて、パーセンテージ。

(複数の発言あり)

副委員長 説得材料としては、今までの例が多分毎年出ているんで、それを見ると極端な使い方になっているんで、だから、こうじゃなくて満遍なくという話は事務局のほうも資料として出してもらって、やっておいたほうがいい、説得したほうがいいと思います。ちらっと調べた限りでも結構極端な使い方になっているんで、今現在は、それを、改めて役割をきちんと果たすためにこういうふうに使いましょうということを盛り込んでという話ですから。

委員長 ありがとうございます。

そのような形でここを決めて、あとはそうすると細かい郵便とかは、この案を出して、話しを聞いてみるのがいいのかなと。あと宿泊費もそうでしょう。あと広報か。

(複数の発言あり)

委員長 広報が気になっていると思うんで、それも全員協議会で説明をするんですよね、これ。委員長報告にして、見てくださいというので終わりですよ、これ。細々この顔写真がどうたこうたというのを言うわけではないでしょう。委員長報告で言うのはおかしいから、見てくださいと。

次長補佐 案1、2で出すのであれば、そこはちょっと言わないと。

委員長 案も出ましたというのと、あと留意点としては、そういった切手もそう、広報もそう、あとさっきポイントの話もそうかな。というような話をして、終わりですかね。

それではあと残すは切手ですとか、広報、先ほど、今お話しした顔写真の話とはこれでいいですかという。全員協議会にお諮りしちゃっていいですか。

(複数の発言あり)

鈴木委員 ごめんなさい、来賓とかで行ったときの写真とかは大丈夫ということなんですか。

次長補佐 そうですね、議員として呼ばれて行く場合は議員活動で行っていますので。

鈴木委員 今回、この出したときに、これはちょっと違うなとなったら、じゃ、マイナス1,000円とかマイナス2,000円とか、そういうことになるということですか。

次長補佐 全体的の何%は駄目というのをちょっと事務局のほうでも計算しますので。

副議長 あくまでも次回からですよ。今回じゃないですよ。

次長補佐 今も実質そうです、やっています。多分もらった段階で、事務局によってこれはちょっとそぐわないというのは議員自宅に連絡いって。

君嶋委員 つくる前に形ができれば、事務局で一応チェックしてもらったら。

(複数の発言あり)

鈴木委員 今、上限が決まったので、このP11、12のところは記載はなしという感じですか、なる感じですか。

委員長 記載しません。

鈴木委員 ありがとうございます。

事務局長 あとすみません、留意事項の一番下なんですけれども、ここちょっと新たに加えている部分なので、載せていいかどうかちょっと協議していただきたいんですけれども。マニュアル、6か月前は、もうここは選挙活動になってしまうので、政務活動費を認めないであるとか。

(複数の発言あり)

事務局長 公職選挙法のほうで一定期間、皆さん、議員なんでご存じだと思うんですけれども、一定期間制限されるという。

委員長 6か月があるんでしょう。ただ、政務活動費となると、これまた難しいよね。

(複数の発言あり)

委員長 そうだったら、この6か月前での、ただ、一番下に、これ見ると「政務活動費により作成しますと明示すること。明示がない場合は認めない」。これは特に範例はあるのですか。

(複数の発言あり)

鈴木委員 私は別に一番下の文章は入れないほうがいいのかなというふうに思っていて、それ以上にいろいろもむところがある中で、また反発することになる原因になるようなところかなと。進むものも進まなくなっちゃうのかな。でも、委員長がよければ。

(複数の発言あり)

君嶋委員 来年の秋からが選挙活動になるから、今回は削除しておいて、通しておいて、来年またそういう意見を議運でもんでもらって、提案すると。

委員長 だから、多分ちゃんと例えば入れるんだったら、6か月前以降からの選挙活動になるおそれもありますので、ご注意くださいぐらいしか言えないのかなと。

事務局長 その辺の時期に発行する、その間に発行する広報紙の中で、例えば、応援してくださいという言葉を入れちゃうと事前運動になっちゃう可能性がある。だから、そういったものがあるので、安全策ということで多分これは提案したんだと思うんです。

委員長 だから、そこら辺を何か入れておいて、ご注意くださいをまずただ注意喚起をしておいて、また、先ほど言った、君嶋委員が言われたとおりに、次回、1周したときにこの部分について、次の議会運営委員会のときにもんでいただけたらなと思いますが、どうでしょうか。

取りあえず、注意喚起ということで、選挙活動にならないようなという注意喚起をして、手引の中にもちょっとそこを入れてもらって、また宿題と。

総務・議事G長 一応を消して、そこに「広報紙の作成については、選挙前の事前運動等疑念を持たれぬよう注意してください」ぐらいで。

委員長 そうそう。また、こっちも顔写真なんかはもう決まりは決まりだし。案1、案2なんかももう既にそういう話だもんね、そもそも。判例があるわけだもんね。

総務・議事G長 案1のほうが、A4の大きさの5分の1、なのでここに多分枠が入っていると思うんですけども、それがA4だったら5.92の4.2センチだけの顔写真ですよということになっています。案2のほうは、20センチ以内になっていますので、5掛ける4センチの写真しか載せられませんよということなんです。

(複数の発言あり)

総務・議事G長 A4であろうがA3であろうが写真の大きさは変わらない。

ここもあれですので、各市町村によって議運で皆さんもんでいるみたいですので、その辺はちょっと皆さんで案を出していただて。

副議長 これね、常識の範囲でやればいいんですけども、選挙ポスターみたいにやったりもするしね。

委員長 だから、これはその案1は判例のものなんでしょう。案2も判例のものなのですか。そのまま説明して、だけだよ。どっちにしますか。

(複数の発言あり)

委員長 それも氏名とプロフィールもこれもそういうわけでしょう。文字が大き過ぎちゃ駄目とか、プロフィール。プロフィール、電話番号とか住所も、判例にあるわけでしょう。それを説明してどうですかというのをお諮りして。

(複数の発言あり)

委員長 あとポイントの話は、議長会の話も付け加えていただて。

副委員長 そうすると、案1。

委員長 案1になるのかな。

次長補佐 そうですね、多分案1になってきます。決定できるものは、今日決定してもいいと思うんですけども。

委員長 どうですか。顔写真。顔写真はもう決まり。出してもらおうと、例を。最後は、あとはもう新聞とかも、これ説明しなきゃならないと思う。2紙以上購入している場合は、もう1部もしっかりと提出してもらおうと。あと、有料データベースも経費も今後認めると。新聞、購読しているデータのものも経費に入れますよ。そして、1社分を認めますよね。ポイント、クレジットカードはどうしますか。努めるように、「支出を優先的に充当するよう努めることとする」、案1のほうで議運で決めちゃって。

総務・議事G長 クレジットカードについて、政務活動費を認めていない市町村もあるんです。現金で支給になっているので、それを認めるか認めないかなんですけども、クレジットカードは多分皆さん、使用をしていると思いますので、そこについてのポイントについては、政務活動費に使ったポイントは政務活動費で充当してもらいたい。もしくは政務活動費だけのクレジットカードを作ってくれというお願いもできるんですけども、そこまでこちらで把握はなかなか難しいので。

鈴木委員 ネットで印刷をかけるときとか、現金払いというのができないじゃないですか。クレジットとかになるじゃないですか。そういうときは、どうすればいいんですか、具体的に。

君嶋委員 着払いにならないのですか。

(複数の発言あり)

鈴木委員 コンビニで払うときに、クレジットじゃ駄目なんですよ。

次長補佐 大丈夫です。ポイントも、今回案1になったので、その出たポイント、ついたポイントを次回の政務活動費の部分に充ててください、充当をしてくださいという話です。

委員長 これも多分変わってくる。一時多分このポイントというのは企業なんかでも結構縛りが強かったんだけど、今最近逆になってきたよね。そんなこと言ったって、もうこんだけの現金が必要な社会の中で、もうそれは個人の自由にしてくださいというのが、何か企業とかの流れらしいから、多分これもおのずと時代によって変わると思うから。そのときで変えていけばいいので、何とか今のうちは現金でやってぐらいの、分からないときは、迷ったら現金でねみたいな感じにしていればというところかな。

君嶋委員 支出の支払ったものの説明がきちんとできて、できればいいですけども、そのポイントの中でのクレジットを使って、どうでと、もし誰かに聞かれたときに、そのポイントどうしたの、どうしましたかとか言われたときに説明ができなかったら嫌じゃないですか。そうなら、現金で払っちゃったほうが。

次長補佐 最後確認なんですけれども、まず、7ページの単一のほうは、上限を設けるということで、2分の1、3分の2、4分の3を案で出すということ。

8ページ部分は、この案1、案2ともに出して、諮ります。

12ページについては、この部分は7ページとダブりますので、削除させていただきます。

議員の顔写真は、案と案1、案2ともに出す。プロフィールのほうも案1、案2ともに出す。

先ほど言った11ページの留意事項については、3つは削除しまして、6か月以内で、努めるという表現にするということですね。

最後の21ページにつきましては、案1のほうを出すということによろしいでしょうか。

委員長 よろしいでしょうか。

寺門勲委員 プロフィールの案2のところなんですけれども、これ現在の議会の現職のプロフィール以外は駄目だということで。例えば、以前、産業建設常任委員長をやらせてもらっていたんだけど、それはその後は書けないということなんですけれども、本当にそれでいいのかなとちょっと多少疑問に。ほかの方は。

委員長 これは何か決まっているのですか。

君嶋委員 広報紙として議員活動として出す場合は、現職のみ、現役職のみということで、自

分の名刺とか、個人的なそういう意味では構わない。

委員長 そうだろうね。

次長補佐 判例としてはないです。

委員長 判例はないんだ。

次長補佐 案1の、ただし書き以降は判例があるということで。

(複数の発言あり)

委員長 確かに認めませんとなっちゃうと、どうなるんだと、そういう意見も出てくると思う、
厳し過ぎると。

君嶋委員 名刺には、自分のそのプロフィールを変えても問題はないということなんです。だから、政務活動費を使った場合には、現職、今の現在の役職名だけで載せてくださいという形のが。6か月以降の選挙近くなってきたときは、自分で出すものに対しては何書いてもいいですよ。政務活動費を使用するときだけは、その現職。だから、何々委員長、委員会とそれだけ。

(複数の発言あり)

副委員長 だから、案1で両方入っちゃうんじゃないですか。案1のほうでよろしいんじゃないでしょうかと、私は思いますけれども。議会における職名ですと書けるものは。あとは、ただし書きがあるんで、これは自己責任でいいですよという話なんで。「議員個人の住所、電話番号、メール・ホームページのアドレスの掲載は議員個人の説明責任によるものです。」、ここまでは載せてもいいですよという話だよ。これ載せておかないと連絡のしようがなくなっちゃう。

案1で、下のその案2の議員のプロフィールは議会における現職以外認めません。これちょっと。

委員長 逆に書かないで出してみても、そういう意見がいただいたら、持ち帰りかな。どうせ持ち返ってこなきゃならない、もう一度。全員協議会やってから、もう一度持ち返らなきゃなんないので、案2のところは消しちゃって。お諮りして、何かそういった意見が出てくれば、また持ち返って、ちょっと議論できればなど。ありがとうございます。

(複数の発言あり)

委員長 という形ですけれどもどうでしょうか。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

委員長 では、今回のご意見、協議は、1月の全員協議会で委員長報告をし、全員協議会にかけていきたいと思えます。

続きまして、(2)本会議での議事進行についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

次長補佐 第4回定例会で原田議員の場合にあったかと思うんですけれども、渡邊議員から議事進行の動議という形で今回出されて、議長のほうで動議を受け付けてた経緯があるか

と思うんですけれども、実際に事務局のほうでもいろいろ調べてみると、動議というよりもどちらかというと議事進行の発言ということで、動議というと、例えば発言の取消しを求める動議とか何か求める動議になってくると思うんですけれども、渡邊議員は事実確認をしたいという意味で議事進行の発言したかと思うんで、動議ではないのかなというふうにちょっと改めて考えるとっております。

この件については、議員全体としてちょっとあやふやというか、よく分からないところがあるかと思っておりますので、次の定例会までに1月もしくは2月の全員協議会のほうで事務局のほうで整理しまして、議員全体に周知のほうをしたいと思うんですけれども、あくまでも議事進行は議員が議長に対し差し迫った議事進行上の問題について、賛成者や通告を必要しないということなので、この間ちょっと渡邊議員の場合は賛成議員を募ってやったかと思うんですけれども、議事進行の発言の場合は賛成者も必要ありませんので、そこで議長が受け取って、議長の判断でどうするかという形になると思うので、議事進行であれば議長が受け取って、この間みたいに議会運営委員会を開いて、両方の議員から意見を聞いて、その上で判断するというのが正しいやり方なのかなと思っておりますので、ちょっとそこら辺、議員の皆さんもまだちょっとよく分からない部分が多いかと思っておりますので、改めて全員協議会の場で説明のほうをさせていただきたいと思っております。

以上です。

副委員長 ちょっと確認、この間は動議で最初言っていましたよね。

次長補佐 この間は渡邊議員、動議という形で言ってしまったというか、言っていたんです。

副委員長 その説明をきちんとしないと、動議はこういうことなんでこういうことなんですよという。

次長補佐 本来があれば動議ではなくて議事進行の発言ですよというのもちょうつとっておかないと。

副委員長 本人は、渡邊議員は議事進行でちょっと考えてもらいたかったよという話なんですよ。2つ説明してもらわないと。

次長補佐 そうですね、動議と議事進行のその違いといいますか、そこをちょっと明確にしないと今後も……

副委員長 一応進行を止めて動議を成立させて、もう一度と言って、執行部のほうの回答ももらえるよという話だったと思うんで、その辺はきちんともう一度おさらいをしていただけたらと。

次長補佐 その辺はちょっと動議ではなかったかなと思っておりますので、そこはちょっと整理しまして、全員に周知のほうをしたいと思っております。

副委員長 皆さん、ちんぷんかんぷん、何なんだろうという声が強かったんで。

事務局長 この間、渡邊議員も動議という言葉を使っているんですけれども、その動議の定義というところが多分あやふや。単純に議事進行の発言のときでも、提案という広い意味

での動議というふうな言葉の使い方で、実質議事進行の動議、発言というのは両方あるんですけども、実質のところの議事進行の動議の場合は先ほど総括から説明があったとおり、そういった形でやるべきだろということになっていますので、その渡邊議員自体も多分その動議という言葉の使い方がきちんと分かっているかどうかということは、ちょっとそのときに確認しなかったのがあれなんですけれども。内容としては、やはり議長に対する質問、あとは要望ですね、そういったものが議事進行の発言ですので、この間の発言を聞く限りは議事進行の発言という形がふさわしいのかなというふうに思います。

鈴木委員 今までの変わるという感じなんですか。この発言と動議だと流れも、この間の感じじゃない。

事務局長 議事進行の発言は、議長に対する要望とか質問ですから、賛成者も必要ないんですけども、議長としてもそれを取り上げるかどうかという判断は議長でできるんです。

動議の場合は、きちんともう賛成者は必要ですから、そうなってくると、それは無視できない。そこについて議員の皆さんに諮って、議事進行を諮るという形になると。

委員長 なかなか一般質問でああいう場面はなかなかない。一般質問を止めるというのはなかなかないよね。

というわけなので、今度次回から、その次の全員協議会で皆さんに説明をお願いするということで、分かりました。

続きまして、その他になりますが、事務局。

次長補佐 1月26日なんですけれども、福島県本宮市議会のほうが視察研修のほうに来られるんですけども、その中で議員と語ろう会についてちょっと聞きたいということがありますので、正副委員長のほうにはもうちょっと出席依頼をお願いしているんですけども、それ以外の委員の方でもふじみ野市議会みたいに後ろに座る形になってしまうんですけども、席は用意しておきますので。

次長 来る方は広報広聴委員会の方ということで8名と随行1名ということで、合計で9名でいらっしやいます。

君嶋委員 その他でいいですか。

委員長 はい、その他で。

君嶋委員 ちょっと教えていただきたいんですけども、前回、全員協議会の中で意見書を提出されてありましたよね、この間の定例会のときに。その意見書の提出期限というのは前日でもよろしいんですけども、あれをちょっと本来なら、できればいろいろ議論というか全員協議会でもむんだと思うんですけども、もっと深く調査じゃなくても委員会付託とか、そういうのができればもっとこうよかったのかなというのがちょっと感じたもんで、意見書の提出もできれば請願・陳情と同じ頃までに出してもらおうとか、それで担当委員会に付託するとか、そういうのでちょっともんでもらおうとか、そういうのはど

うなのかなと思ったんですけれども、それは別に決まりはないんですってということで確認。

次長補佐 発議ですよね、発議の提出の場合は特にいつまでというのはないんですけれども。

君嶋委員 そうすると、前日でも出された場合には、それを今度は本会議で議論しなきゃならなくなってきちゃうのですか。

次長補佐 そうですね、最終日前の全員協議会で議論していただいてという、時間の問題だと。

君嶋委員 そうそう、時間がね。もっとちょっと議論をしたかったかなというのもあったんで、やはりそういう国のことなんですけれども、やはり地元でもというのがあれば、やはりもっと議論を深めてもよかったかなというのがあったんで、そういう場合にルールか何か決めておけばいいのかなと思ってちょっと聞きたかった。

事務局長 君嶋委員から上がったと思うんですけれども、意見書自体は動議といいますか、議員発議という形であれば、ただ、やはり意見書を出す、全て本会議で採択していただくという場合には、議員の皆さんのご理解というのはどうしても必要になってくるんですね。

ですから、本来であれば、そういうものを出すのであれば、議員の皆さんにいろいろ下準備といいますか、そういったものをしていただくというのが本来なのかなとは思いますが、その辺がもしかすると、その辺がご理解はしているのかもしれませんが、そういった手間にはなりますが、やはりそういったところをやる、それが有効になるというのを先輩議員からもそういうのをアドバイスをしていただくという……

君嶋委員 議員の考えも受入れしてあげたいんですけども、やっぱり急に言われてもちょっと時間がなかったかなというのもあるんで、その辺をちょっともっと下準備じゃなくてももっとよかったのかなと思うんだよね。

事務局長 例えば、請願・陳情という形で出して、それで委員会付託してという方法もあるでしょうし、やはり意見書として出すという方法もそれらは担保されているものなので。

(複数の発言あり)

委員長 ちょっと私からもその件で、あのときに議長が、いつも委員会付託を省略してよろしいでしょうかと言うじゃないですか。異議なしと言ってただけけれども、付託、異議ありと言って付託してくださいと言えばよかったなど、省略することにご異議ございませんか、いつもほら、異議なしですと通っちゃうから、あそこで異議ありで委員会付託してはどうでしょうかということは、これ可能なのかなと。

次長補佐 そうですね、委員会付託の動議になってくるんですかね。

事務局長 そうなると、本会議を休憩していただいて、委員会を開いて……

(複数の発言あり)

委員長 非常に議論闊達なところでございますが、そのぐらい議論していろいろ進めてまいりたいと思いますが、議事のほうは以上になります。

以上で議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会（午前11時22分）

令和8年3月11日

那珂市議会 議会運営委員会委員長 大和田 和男